

【募集要領】

河川で発生した伐採木及び枝葉の採取者を公募します！

令和7年12月10日

帯広開発建設部 池田河川事務所長

1. 目的

池田河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木等をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民などを広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

2. 応募方法

公募型樹木等採取を希望される方は、別紙「応募様式」（様式－1）に必要事項を記入し、メール、郵送、または持参により以下の宛先まで応募してください。

申込期限

人力により積込を行う方（提供箇所①）

令和7年12月10日（水）～令和8年1月30日（金）12時00分必着

重機により積込を行う方（提供箇所②）

令和7年12月10日（水）～令和7年12月22日（月）12時00分必着

申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜～金曜日の8時45分～17時00分までにお越しください（最終日は12時00分まで）。メールの場合は、メール本文に必要事項のご記入をお願いします。

応募先

郵送・持参：〒083-0032 中川郡池田町字利別東町

帯広開発建設部 池田河川事務所

（担当：計画課）

メーレ：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は71条の規定に該当するものないこと。

- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他、池田河川事務所長が参加不適当と判断する者

4. 樹木等採取の概要

① 人力により積込作業する場合

- 1) 採取期間：河川產出物採取着手届確認完了日から令和8年2月6日（金）
- 2) 採取予定場所：別途図面箇所図、別途図面①参照
- 3) 主な樹種：ヤナギ類が主体
※先着順とし、提供箇所の伐採木・枝葉が無くなった時点で終了とさせて頂きます。
※集積した伐採木・枝葉は、多様な大きさや形が混在しており、土砂が付着している場合がありますのでご了承ください。
※提供場所までは、進入路が確保されておりますが、降雨等でぬかるむことがありますのでご了承ください。また、冬期の除雪は基本的に行いません。
- 4) 応募から採取開始までに4週間程度時間を要します。手続きの詳細は別紙（手続きの流れ）をご覧ください。

② 重機により積込作業する場合

- 1) 採取期間：河川產出物採取着手届確認完了日から令和8年3月6日（金）
- 2) 採取予定場所：別途図面箇所図、別途図面②参照
- 3) 主な樹種：ヤナギ類が主体。
- 4) 採取種別：木及び枝葉
※集積した伐採木・枝葉は、多様な大きさや形が混在しており、土砂が付着している場合がありますのでご了承ください。
※提供場所までは、進入路が確保されておりますが、降雨等でぬかるむことがありますのでご了承ください。また、冬期の除雪は基本的に行いません。
- 5) 応募から採取開始までに4週間程度時間を要します。手続きの詳細は別紙（手続きの流れ）をご覧ください。
- 6) 申込者が複数いた場合は、下記の申込条件の順位により、より上位の方を選定します。
 - (A) 伐採木及び枝葉の全てを採取する。
 - (B) 枝葉のみ全てを採取する。
 - (C) 木のみ全てを採取する。

また、同順位の申込者が複数いた場合には、くじ引きにより選定します。抽選が必要な場合は12月22日17時00分までに抽選の連絡をいたします。

※(A)の希望者がなく(B)と(C)にそれぞれ希望者がいた場合は、伐採木及び枝葉の両方

について抽選をおこないます。この場合に限り、合計2者が採取者となります。

※抽選は令和7年12月23日15時00分から池田河川事務所で実施します。

※抽選に当日出席できない場合は事務所職員が代理抽選いたしますので、連絡の際、代理希望を申し出てください。

5. 留意事項

受取希望日や使用機械等について事前に回答いただき、協議させていただきます。なお、ヤードに限りがあるため、破碎機の持込による現場作業は調整させていただく場合があります。

6. その他

- 1) 各様式への記載内容を確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 2) 本取組に係る行為に関する費用、労働等は、全て採取者の負担となります。
- 3) 本件は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 4) 本件中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。
- 5) 本公募に係る行為に起因して、事故（採取者間における事故も含む）やケガ等が発生した場合には、すみやかに池田河川事務所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。なお、池田河川事務所では事故処理等の対応に関する責任は一切負えません。
- 6) やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。
- 7) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の資格を取り消す場合があります。
- 8) 作業時間は、作業期間内の毎日9時から17時までの池田河川事務所開庁日のみとします。
(土、日、祝日及び年末年始閉庁日は作業不可)
- 9) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中止する場合があります。その場合はご了承願います。
- 10) 今後のより良い「公募型樹木等採取」の取り組みとするため、採取者にアンケートを実施することがあります。
- 11) 本件に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

帯広開発建設部 池田河川事務所 計画課

電 話：015-572-2661

メ ー ル：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

別紙

応募から採取開始、採取完了までの流れ

番号	項目	実施者
①	「応募様式(様式－1)」作成・提出	採取者
	↓	
②	「応募様式(様式－1)」確認・受理	池田河川事務所
	↓ ※1～2週間程度かかります	
③	「公募型樹木採取の参加者選定結果について(決定通知書)」送付	池田河川事務所
	↓	
④	「許可申請書(様式－2)」、「採取作業計画書(様式－3)」作成・提出	採取者
	↓	
⑤	「許可申請書(様式－2)」、「採取作業計画書(様式－3)」確認・受理	池田河川事務所
	↓ ※1週間程度かかります	
⑥	「河川産出物採取許可書」送付	池田河川事務所
	↓	
⑦	「河川産出物採取着手届」作成・提出	採取者
	↓	
⑧	「河川産出物採取着手届」確認・受理	池田河川事務所
	↓	
⑨	採取開始	採取者
	↓	
⑩	採取完了	採取者
	↓	
⑪	「河川産出物採取完了届」作成・提出	採取者
	↓	
⑫	「河川産出物採取完了届」確認・受理	池田河川事務所

応募様式

令和 年 月 日

帶広開発建設部 池田河川事務所長 殿

応募者

住所〒

代表者名

令和7年12月10日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。

記

1. 希望数量

_____ m³

_____ 本 * m³ または本のどちらかに希望数量を記入

参考) 軽トラック 0.8m³/台、2t トラック 2.0m³/台

2. 採取木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- チップ化 ペレット化 堆肥 薪ストーブ
 その他の目的 ()

3. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- (積木のおろし方) 箇所を選定し人力でおろす。
 ロープにつないでおろす。
 その他の方法によりおろす。(方法：)

- (小割方法) チェンソーにより小割を行う。
 ノコギリにより小割を行う。
 その他の方法により小割を行う。()

- (運搬方法) 軽トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
 (t) トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
 その他の方法()

(作業人数・作業台数) () 人
() 台

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

4. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定
※令和 7 年 12 月 25 日から令和 8 年 2 月 6 日以内としてください。
※実際の採取開始は河川產出物採取着手届確認以降となります。

5. 応募者の連絡先

連絡先（携帯可） :

緊急連絡先 :

メールアドレス :

なお、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

6. 公募型樹木等採取の応募資格について、該当箇所にすべてチェックを記載。

- 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）
第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近 1 年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

応募様式

令和　年　月　日

帯広開発建設部 池田河川事務所長 殿

応募者

住所〒

代表者名

令和7年12月10日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。

記

1. 採取数量

伐採木 約293m³
枝・葉 約2,276m³

2. 希望種別

以下の項目のいずれかにチェック☑を記載。

- (A) 伐採木・枝・葉の全てを採取する。
- (B) 枝・葉のみ全てを採取する。
- (C) 木のみ全てを採取する。

3. 採取木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- チップ化
- ペレット化
- 堆肥
- 薪ストーブ
- その他の目的 ()

4. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- (積木のおろし方) 箇所を選定し人力でおろす。
- ロープにつないでおろす。
- その他の方法によりおろす。(方法:)

- (小割方法) チェンソーにより小割を行う。
 ノコギリにより小割を行う。
 その他の方法により小割を行う。 ()

- (運搬方法) 軽トラックにより日々搬出する。(積込方法 :)
 (t) トラックにより日々搬出する。(積込方法 :)
 その他の方法 ()

(作業人数・作業台数) () 人
() 台

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

5. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

※令和7年12月25日から令和8年3月6日以内としてください。

※実際の採取開始は河川産出物採取着手届確認以降となります。

6. 応募者の連絡先

連絡先(携帯可) :

緊急連絡先 :

メールアドレス :

なお、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

7. 公募型樹木等採取の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)
第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
 直近1年間の税を滞納している者ではない。
 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

様式－2

許可申請書

令和 年 月 日

北海道開発局長 殿

申請者 住所

ふりがな
氏名

(会社名)

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏名

電話番号

令和　年　月　日

帯広開発建設部 池田河川事務所長 殿

採取者 住所 〒

代表者名

電話番号

採取作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
(作業時間) : ~ :

【作業日】

【作業者】

<遵守する事項>

【安全対策等】

- <作業時服装>・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
 - ・数量に限りがありますが、貸出用の装備もありますのでお持ちでない方はご相談願います。
- <気象条件>・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報が発令された時は作業を中止する。
- <資機材管理>・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
- <隣接者調整>・他の作業車の支障とならないよう搬出通路上には トラックは駐車しない。
 - ・積込みする際は、他の採取者と離隔を十分に取って作業を行う。
- <有事対応>・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・消防署、警察、病院、事務所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・事故(ケガを含む)発生時には事務所に必ず連絡する。
- <法令遵守>・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- <その他>・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が

起こらないようにする。

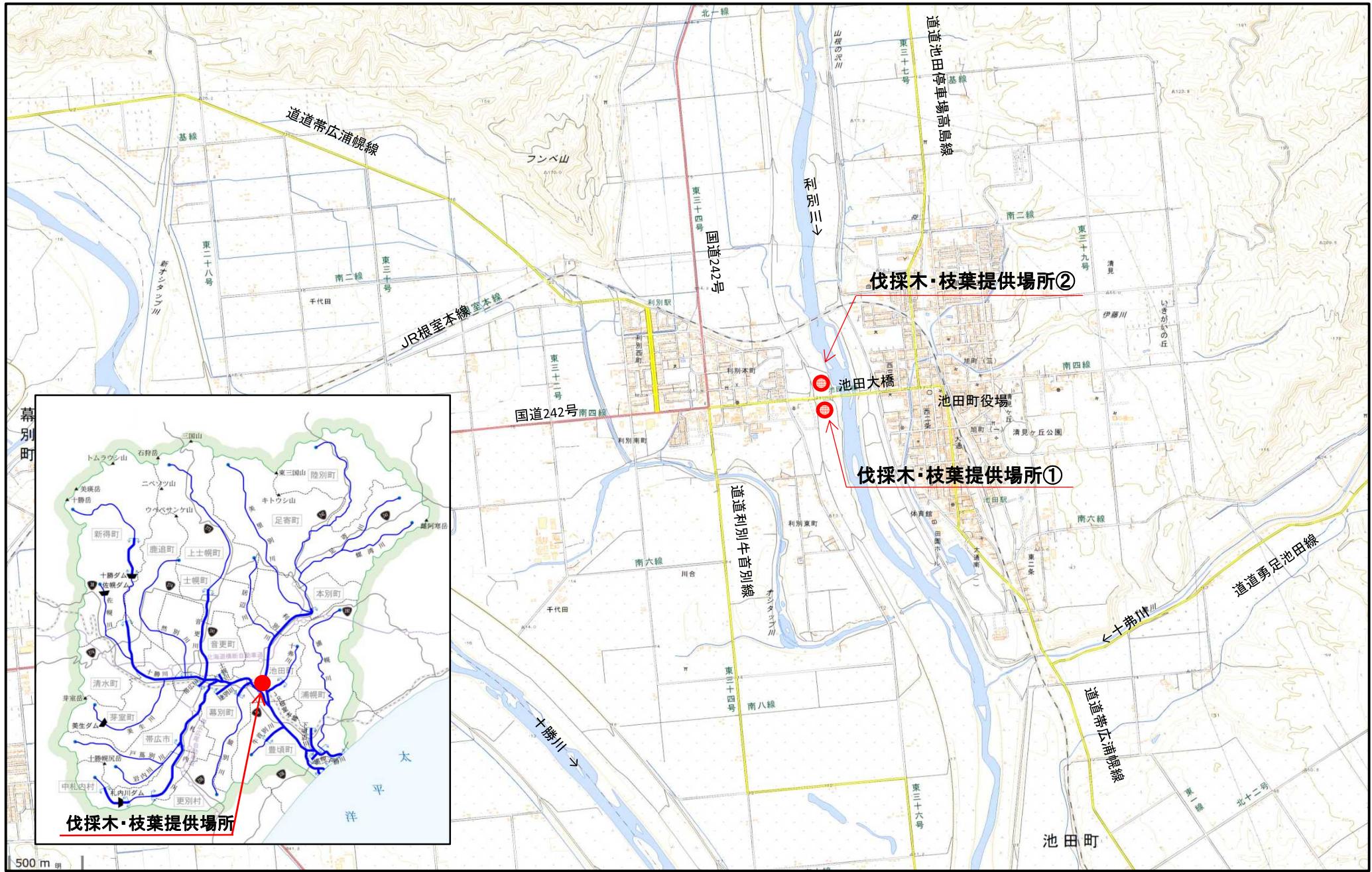
※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、採取作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

別途図面 箇所図

伐採木・枝葉提供場所 箇所図



別途図面①

人力により積込を行う方

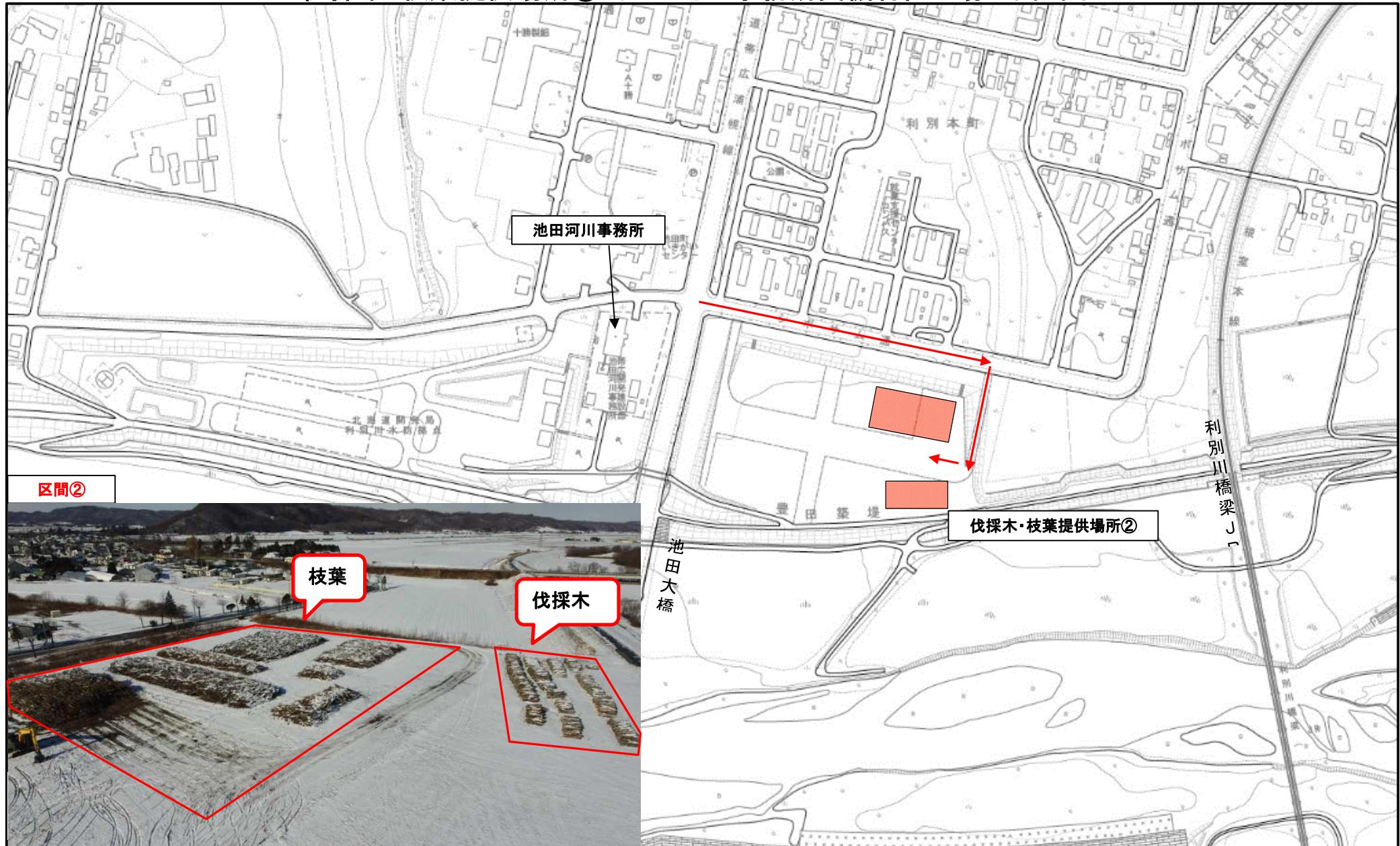
伐採木・枝葉提供場所① 池田河川事務所構内 平面図



別途図面②

人力により積込を行う方

伐採木・枝葉提供場所② 池田河川事務所資機材置き場 平面図



参考

人力により積み込みをおこなう方向け提供木・枝・葉写真

池田河川事務所構内 提供木・枝・葉	池田河川事務所構内 提供木・枝・葉
	 C B A
①置き場所A 提供木	②置き場所A 提供木
	
③置き場所B 提供木	④置き場所B 提供木
	
⑤置き場所C 枝・葉	⑥置き場所C 枝・葉
	

参考

重機により積み込みをおこなう方向け提供木・枝・葉写真

資機材置き場 提供木	資機材置き場 提供枝・葉
	
資機材置き場 提供木	資機材置き場 提供木
	
資機材置き場 枝・葉	資機材置き場 枝・葉
	
資機材置き場 枝・葉	資機材置き場 枝・葉
	